

町田市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市営住宅条例の一部を改正する条例

町田市営住宅条例（平成 9 年 1 2 月町田市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（使用手続） 第 1 0 条 前 2 条の規定により市営住宅の使用 予定者として決定された者は、市長が指定す る日までに次に掲げる手続をしなければならない。 （1） 市営住宅使用許可申請書及び請書を 提出すること。 （2） 略 2 ～ 5 略	（使用手続） 第 1 0 条 前 2 条の規定により市営住宅の使用 予定者として決定された者は、市長が指定す る日までに次に掲げる手続をしなければならない。 （1） 市営住宅使用許可申請書及び<u>規則で 定める資格を有する連帯保証人の連署する 請書を提出すること。ただし、市長が特別 の事情があると認める場合は、連帯保証人 の連署を必要としない。</u> （2） 略 2 ～ 5 略 <u>6 使用者は、市長が連帯保証人の変更を命じ たときは、速やかにこれを改めなければなら ない。</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 1 0 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用の許可を受ける者から適用する。
- 3 施行日前に提出された請書のうち、施行日以後の使用の許可に係るものについては、改正後の第 1 0 条第 1 項の規定により提出された請書とみなす。